

## 公告

地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程第6条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年12月26日

地方独立行政法人長野県立病院機構  
長野県立こども病院長 中村友彦

### 1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用複合機 30台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和5年4月1日（土）から令和10年3月31日（金）まで

(4) 借入場所

安曇野市豊科 3100

長野県立こども病院

(5) 入札方法

機器の賃借料・保守費用及び消耗品を含む、借入期間中の総額について行います。

借入期間中の総額の算定にあたっては、複合機はカラー9,500枚/月、モノクロ133,000枚/月として算出してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (6) 長野県内に本店、支店又は営業所を有し、迅速に保守ができる体制を有すること。
- (7) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (9) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (10) 過去 3 年以内に、病床 200 床以上の病院において、元請として 1 年間同種の業務を継続した場合を 1 回とし、2 回以上確実に履行した実績を有する者であること。
- (11) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

### 3 入札説明書及び仕様書の交付期間

本公告日から令和 5 年 1 月 19 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで。

### 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

安曇野市豊科 3100

長野県立こども病院 事務部総務課

電話 0263(73)6700

### 5 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 2 月 9 日（木） 午前 10 時

イ 場所 長野県立こども病院 看護会議室

#### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和 5 年 2 月 8 日（水）午後 5 時

イ 提出場所 上記 4 の場所

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 5 年 1 月 19 日（木）午後 5 時までに上記 4 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第 44 条第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 8 条第 1 項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

会計規程第 45 条第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 31 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

契約事務規程第 11 条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、契約事務規程第 3 条第 1 項第 7 号に定める複数年契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額または削除があった場合は、長野県立こども病院はこの契約を変更または解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。